

報酬付与の申立てについて

長崎家庭裁判所

1 はじめに

後見人等が、後見等事務についての報酬を請求する場合は、家庭裁判所に報酬付与の申立てをしなければなりません(「成年後見人のためのQ&A」参照)。家庭裁判所がその申立てを認め、付与相当と判断した金額についてのみ、被後見人等の財産から報酬を受け取ることができます。

後見人等の勝手な判断で、被後見人等の財産から報酬を受け取るとは許されません。

以下、申立てに必要な書類等を記載しますが、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 申立てにあたって必要なもの

チェック	書類等	特記事項
<input type="checkbox"/>	報酬付与申立書	
<input type="checkbox"/>	報酬付与申立事情説明書	
<input type="checkbox"/>	申立人の住民票又は戸籍附票	既に提出され、記載内容に変更がない場合は、提出不要です。
<input type="checkbox"/>	本人の住民票又は戸籍附票	
<input type="checkbox"/>	後見等事務報告書	過去3か月以内に報告している場合は、提出不要です。
<input type="checkbox"/>	財産目録	
<input type="checkbox"/>	財産目録及び収支状況報告書の記載を裏付ける資料(通帳の写し、領収証等)	

3 費用

<input type="checkbox"/>	収入印紙800円分	申立手数料
<input type="checkbox"/>	郵便切手(右記のとおり)	84円×1枚